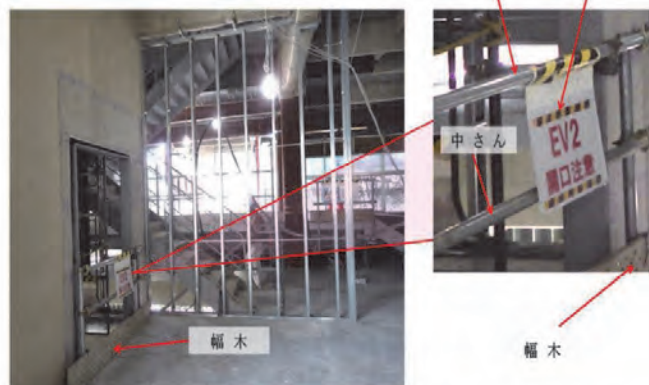


建設業「見える化」の推進

Visualizatio **Safe wor**
KANAGAWA

「見える化」とは職場にひそむ危険などを目に見える形にして、効果的に災害防止を推進する取組です。「見える化」することにより、労働者の安全意識が高まり、安全活動の活性化の効果が期待できます。

開口部の見える化



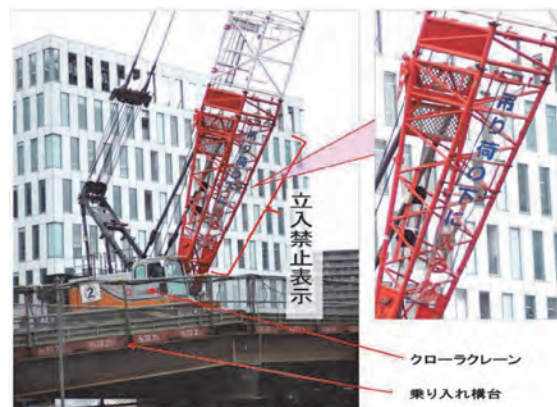
壁面の開口部がエレベーター2号機の設置箇所であることを表示している。単管の手すり、中さんの設置による開口部からの墜落防止措置、幅木の設置による物体の落下防止措置を講じている。

熱中症危険レベルの見える化

現在のWBGT値	
現在の気温 30°C	現在のWBGT値 31°C
熱中症危険度	WBGT値
危険 31°C以上	
嚴重警戒 28~31°C	
警戒 25~28°C	
注意 25°C未満	

朝礼・ミーティング場所の掲示板で、WBGT値を作業者に周知している。数時間ごとに数値を置き換え、また、危険、嚴重警戒、警戒、注意の4段階の危険レベルも併せて更新し表示。

立入禁止の見える化(クレーン災害、荷の飛来・落下災害の防止)



クローラークレーン(移動式クレーン)の根本ジブに「吊り荷の下に入るな」の表示をし、つり荷の下への立入禁止により、つり荷と作業者の接触防止について玉掛作業従事者等に注意喚起している。

段差の見える化(転倒災害防止)



床面の段差手前箇所に注意喚起の表示をしたカラーコーンを設置し、段差周囲の床面に(部分的に)トラップのテープを貼り付け、分かりやすくしている。

重機の死角の立入禁止(重機災害・激突され災害防止)



重機後部が運転席から死角であることを表示、重機後部に立入った人への注意喚起をしている。

セーフティリボン運動



神奈川県下における建設業労働災害の現状と対策

令和5年版(令和4年労働災害のとりまとめ)



Safe wor KANAGAWA 建設業における災害防止のポイント

- 足場からの墜落・転落災害防止対策等：令和5年3月14日公布の足場からの墜落・転落災害の充実に係る改正労働安全衛生規則及び改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」への対応、規格に適合するフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底、脚立・はしごの適正な使用
- 建設資材等のトラック積込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底
- 転倒災害の防止
- 交通労働災害の防止、建設工事現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 車両系建設機械等運転中における墜落・転落防止対策
- 高齢労働者、外国人労働者の労働災害防止対策
- 伐木等作業の安全対策
- 「見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底
- 熱中症予防対策の徹底
- 騒音障害防止対策
- 化学物質による健康障害防止対策(溶接ヒューム、塗膜剥離作業)
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- 職場における新型コロナウイルス感染症対策の継続と推進

神奈川県労働局労働基準部

目次

1	労働災害の推移	… 1
2	工事種別の災害発生状況	… 2
3	事業規模別の災害発生状況	… 3
4	年齢階層別の災害発生状況	… 3
5	経験年数別の災害発生状況	… 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	… 4
7	事故の型別の災害発生状況	… 5
8	起因物別の災害発生状況	… 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	… 6
10	公共工事等における災害発生状況	… 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	… 8
12	熱中症災害発生状況	… 8
13	令和4年における建設業の死亡災害の概要	… 9
14	足場からの墜落・転落災害の充実に係る省令改正の概要	… 12
15	足場からの墜落防止のための措置を強化します 足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願い	… 14
16	はしごや脚立を使う前に	… 22
17	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります	… 24
18	「ロープ高所作業」での危険防止対策	… 30
19	移動式クレーン構造規格が改正されました	… 33
20	建設業の交通労働災害の防止対策	… 34
21	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	… 35
22	屋外作業場等で金属アーク溶接等作業を行う皆様へ	… 37
23	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインについて	… 41
24	剥離剤による中毒が多発しています。	… 45
25	石綿の有無の事前調査と結果の報告について	… 46
26	神奈川県労働局 第14次労働災害防止推進計画の概要	… 48

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。

死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

表紙写真 上段左:コキアの里(松田町)、上段右:横浜マリンタワーと夜桜(横浜市)、下段左:汽車道の桜越しの横浜ランドマークタワー(横浜市)、
下段中央:曾我梅林越しの富士山(小田原市)、下段右:くりはま花の国のコスモス園(横須賀市)

神奈川県労働局労働基準部 安全課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

電話045 (211) 7352

労働基準監督署一覧

署名	管轄区域	郵便番号	住所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	安全衛生課 045-211-7375 代表 211-7374
鶴見労働基準監督署	横浜市（鶴見区(扇島(川崎南管轄)を除く)）	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	安全衛生担当 045-279-5486 代表 501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市（川崎区、幸区）、 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	安全衛生課 044-244-1273 代表 244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市（中原区、宮前区、 高津区、多摩区、麻生区）	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191 代表 382-3190
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	代表 046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市（西区、神奈川区、港 北区、緑区、青葉区、都筑 区）	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	安全衛生課 045-474-1252 代表 474-1251
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、 大磯町、二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	代表 0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	安全衛生課 0466-97-6748 代表23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市、南足柄市、足柄上 郡、足柄下郡	250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	代表 0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5F	安全衛生課 046-401-1960 代表 401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市 (旧 津久井郡を含む)	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	安全衛生課 042-861-8631 代表752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市（戸塚区、栄区、泉 区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷 区）	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	安全衛生課 045-287-0274 代表332-9311

労働災害防止計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事及安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに就業構造の変化等に対応し、高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

表紙写真 上段左:コキアの里(松田町)、上段右:横浜マリンタワーと夜桜(横浜市)、下段左:汽車道の桜越しの横浜ランドマークタワー(横浜市)、
下段中央:曾我梅林越しの富士山(小田原市)、下段右:くりはま花の国のコスモス園(横須賀市)